

明石市自動録音電話機等購入補助事業 よくある質問

Q.1 「外付け機器」とは何か。

A.

「外付け機器」は、固定電話に接続して使う機器です。補助を受けるには、固定電話機を購入する場合と同様に、「着信前自動警告機能」と「自動録音機能」の両方を備えている必要があります。

Q.2 住民登録地は明石市だが、現在、別の市町村に居住している。対象となるか。

A.

「明石市に住民登録があること」と、「実際に現在お住まいであること」の両方が要件となるため、居所が他の市町村にある場合は対象外となります。

Q.3 明石市外に在住だが、市内に住む家族のために補助金を申請したい。対象となるか。

A.

明石市内にお住まいの 65 歳以上の方、認知症の診断を受けている方または左記の方と同居する方が、申請してください。補助金の振込先口座も、申請者名義のものを指定してください。

領収書等の宛名が本人以外の場合は、理由書が必要になります。

Q.4 特殊詐欺対策機能がついていると思う機器を令和 6 年 3 月以前に購入したが、補助金の対象になるか。

A.

令和 6 年 4 月 1 日より前に購入された機器は対象になりません。

Q.5 ネット通販(ショッピングサイト)での購入は対象か。

A.

ネット通販(ショッピングサイト)での購入も対象です。領収書や明細書が発行できない場合は、購入年月日・購入機種 of 型番・購入金額がわかる画面やメールのコピーを提出してください。

また、配送料、ポイント利用分(Q. 7 参照)は補助対象外となりますので、申請時はその額を差し引いた額で申請してください。

ただし、オークションやフリマアプリ(サイト)等からの購入は対象外です。

Q.6 補助額の計算方法を教えてください。

A.

(例) 12,000 円の固定電話機を購入

⇒補助上限が 10,000 円のため、補助額は 10,000 円になります。

(例) 6,150 円の固定電話機を購入

⇒購入費が 10,000 円に満たないこと、100 円未満は切り捨てになることから、6,100 円が補助額になります。

Q.7 購入時にポイントを利用したいが、補助額はどうか。

A.

ポイントを利用して値引きされた分は補助の対象となりません。ポイント値引き分を差し引いた購入費が補助対象経費になります。

(例) 12,000 円の固定電話機を 6,000 ポイント使用して購入した場合（1 ポイント = 1 円の場合）

⇒ 12,000 円 - 6,000 ポイント = 6,000 円が補助対象経費となり、補助額は 6,000 円となります。

(例) 12,000 円の固定電話機を 1,000 ポイント使用して購入した場合（1 ポイント = 1 円の場合）

⇒ 12,000 円 - 1,000 ポイント = 11,000 円が補助対象経費となり、補助の上限額 10,000 円を超えるので、補助額は 10,000 円となります。

Q.8 領収書(レシート)を紛失した。どうすればいいか。

A.

補助を受けるには、領収書が必要です。販売店にご相談ください。

Q.9 購入した機器がいなくなった。売却してもいいか。

A.

補助金交付後 6 年間は、明石市の承認なしに譲渡したり売却したりできません。補助金の全部又は一部を返還してもらう場合がありますのでご注意ください。